

令和4年度 第1回 一宮市景観審議会議事録

次の議題を審議するため、一宮市景観審議会が下記のとおり開催された。

記

1 日 時 令和5年1月23日午後1時30分

2 場 所 本庁舎14階1401会議室

3 公開・非公開の別 公開

4 傍聴人の人数 0人

5 出席者

〔出席委員〕 12名

今村 洋一、 鶴田 佳子、

太田 義孝、 瀧 佑佳、 富田 隆裕、 森 重幸、 吉田 勝信、

平松 邦江、 島津 秀典、 小林 けいめい、

石橋 隆史、 北川 善己

※欠席委員 1名（川合 規由）

〔事務局〕

まちづくり部長 中川 哲也

同次長 谷 聖

公園緑地課長 稲本 直喜

同緑化・景観G専任課長 鎌田 裕一

同G課長補佐 牛田 貴史

同G主査 吉川 隆浩

同G技師 大野 雄規

6 会議資料 別添のとおり

議題第1号 一宮市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定の変更について（諮問）

議題第2号 一宮市景観計画の届出状況について（報告）

議題第3号 一宮市緑地の保全及び緑地の推進に関する条例について（報告）

7 審議経過 会議顛末のとおり

【 会議顛末 】

開 会

午後 1 時 3 0 分

事務局

(開会)

ただいまより、令和 4 年度 第 1 回 一宮市景観審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。以降、着座にて失礼いたします。

ただいまの出席委員 1 2 名でございます。一宮市景観条例第 3 4 条第 2 項の規定により、過半の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

なお、川合委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。また、本日の議事につきましては、運営要領第 6 条に規定する除斥の対象となる委員はいらっしゃらないことを報告させていただきます。

本日は 3 議題ございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1 時間を目標に円滑な議事進行にご協力いただきたいと思います。それでは、開会に当たりまして、会長にはごあいさつと、その後の議事進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長

岐阜高専の鶴田でございます。本日は、景観計画を策定してから 2 回目の報告となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しいところ、当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。本日は議題として、一宮市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定の変更について、と今申し上げました一宮市景観計画の届出状況について、それから一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例についての 3 案件がございますので、よろしくお願いいたします。

(新委員紹介)

会 長

まず、はじめに、異動等により新たに委員になられた皆さまをご紹介します。

第 3 号委員の市議会議員の方でございます。平松邦江様。

次に、第 4 号委員の関係行政機関の職員の方でございます。国土交通省中部地方整備局建政部都市調整官、石橋隆史様。愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課課長、北川善己様。

(議事録署名者の決定)

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。議事録署名者は、当審議会運営要領第 1 1 条に基づき会長が指名した委員 2 名となっております。議事録署名者は、議席順をお願いしたいと思いますので、瀧委員と富田委員にお願い

したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(議題の審議等)

会 長

それでは、本日の議題の審議に入らせていただきます。議題第1号、一宮市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定の変更について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

はい、会長。

会 長

はい、よろしくお願いいたします。

事務局

本議題は、一宮市屋外広告物条例第46条第1項第1号の規定により、禁止地域の変更等をしようとするときは、景観審議会に意見を聴かなければならないことになっています。具体的な内容につきましては、担当から説明させていただきます。

事務局

それでは、一宮市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定の変更について説明いたします。

資料1-2をご覧ください。一宮市屋外広告物条例では、原則として屋外広告物を掲出してはいけない場所、禁止区域、屋外広告物を掲出するのに許可が必要な場所、許可区域が定められており、そのうち、資料1-2にありますように、市長が告示によって道路や鉄道の沿線を禁止区域等に指定している場所があります。

お手元の資料1-3の図面をご覧ください。図のピンク色のエリアが禁止区域、水色と白色のエリアが許可区域で、許可区域のうち、水色のエリアが白色のエリアよりも屋外広告物を掲出する際の許可基準が厳しい、指定道路及び鉄道に接続する区域でございます。ただし、指定区域、ピンク色、水色内であっても、図の黄色のエリアであります、人口密度の高い地区、人口集中地区、D I Dと言いますが、そういった区域では指定区域が適用除外となり、許可地域と同様の扱いになります。人口集中地区は、5年に1回行われます国勢調査の結果に基づくものでございます。現在、平成27年の国勢調査に基づく人口集中地区により指定しておりますが、この度、令和2年の国勢調査に基づく人口集中地区が公表され、平成27年の国勢調査に基づく人口集中地区から一部変更がありましたので、指定区域を変更するものでございます。図の赤色のエリアが新たに指定区域から除外される区域で、青色のエリアが新たに指定区域になる区域となります。

なお、新たに指定区域になり、許可基準が厳しくなる区域については、現在掲示されている屋外広告物については、指定の日から5年間は、内容や形状に変更が無ければ、そのまま表示し続けることができます。

次に、資料1-1をご覧ください。こちらは、今ご説明いたしました、指定区

域を除外する旨の記載内容について、資料1-2の備考欄に記載されております、国勢調査の対象年を改正する告示の案となります。

なお、本議題につきましては、区域の変更ということで、屋外広告物条例に基づき、諮問させていただいておりますが、次回以降は報告案件としてお取り扱いさせていただきたく、併せてよろしくお願いたします。以上で、議題第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

会 長

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたら、挙手をお願いたします。

委 員

今説明いただきました、5年毎に人口集中地区が除外されたり、新たに指定されたりということで、こまめに変わる部分が出てくると思うのですが、こういった時にどのように業界へ周知されるのか教えてください。

事務局

まずはウェブサイトでの周知、あと屋外広告物業者からお問い合わせをいただくのですが、その際にこの4月から変更になるという旨の周知をしていきたいと思っております。

委 員

ありがとうございました。業界誌のようなものがあったり、屋外広告物の組合等があたりするかと思うのですが、そういったものにもある程度周知していただくような対応を取っていただくこともお願したいと思っております。以上です。

会 長

事務局どうでしょうか。

事務局

本日の委員さんの中にもご出席いただいておりますが、屋外広告美術業協同組合さんにつきましてもこういった変更の方を周知させていただきまして、業界の方に何らかの形で周知いただけるようお願いしたいと思っております。

会 長

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

会 長

よろしいでしょうか。内容としましては、新しくD I Dの変更があったことで、それに付随して規定に基づいて区域指定が変更となる内容と、もう一つは、今回は審議会に諮っていることを、基本的に制度にのっとるものなので、今後は報告案件にさせてもらいたいという二つの内容が審議に上がっていますが、特に問題がなければこの二つ併せて諮っていきたくと思っておりますが、他にご意見いかがでしょうか。

会 長

よろしいでしょうか。それでは、一つは今回の指定変更について、もう一つは今後はこれを審議案件とせずに報告案件とすることについて、この原案のとおり

可とする旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。過半数、全員ですかね、挙手いただきましたので、それでは、原案のとおり可とする旨、答申することに決定をいたします。それでは、今後、国勢調査の実施による指定区域が変更になった場合は、次回以降は、報告案件とすることになりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長

続きまして、議題第2号、一宮市景観計画の届出状況について、事務局、説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

はい、会長。

会 長

はい、お願いします。

事務局

本議題は、昨年度と同様に、景観計画の現在までの届出の状況、その事例を交えて担当から説明をさせていただきます。

事務局

議題第2号、一宮市景観計画の届出状況について、説明いたします。お手元の資料2又はこちらのスクリーンをご覧ください。ページ数は、右下に表示しています。

それでは、1ページをご覧ください。届出状況の報告の前に、一宮市景観計画について、少し説明いたします。景観計画区域としましては、一宮市全域となります。凡例にありますように 河川景観軸、歴史街道景観軸、田園景観ゾーン、商業景観ゾーン、住宅景観ゾーン、工業景観ゾーン、沿道景観ゾーンを設定しています。

2ページをご覧ください。景観軸、ゾーンごとの届出対象となる条件の表となっております。建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観を伴う修繕や開発行為に対して、建築物の高さ、建築面積、工作物の高さ、開発区域の面積が、こちらの表の基準を超える場合、届出が必要となります。例えば、歴史街道景観軸のエリアで建築物を新築する場合は、高さ10mを超えるもの又は建築面積300㎡を超えるものが届出対象となります。

3ページをご覧ください。届出が必要となる建築物について、具体的にどのようなことを守っていただくかというところで、景観形成基準の内容を表にしています。ゾーンごとに表の黒丸の箇所について守っていただく形になっています。こちらの表は、建築物の配置についての基準で、まとまりのある景観形成や圧迫感のない配置とすることなどを定めています。

4ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の形態、意匠の基準で、それぞれのゾーンに合ったデザインとすることで、調和に配慮するよう定めています。

5ページをご覧ください。こちらの表は、色彩について、色彩基準内の色を使用しているかどうかを確認するものです。横から見える部分が対象で、屋根についても横から見えるのであれば、対象となります。原則、色彩基準を超えないものとしていますが、アクセントカラーとして色彩基準を超える場合、100分の10以下の範囲で認めています。具体的な色彩の数値基準がありますが、後ほど説明させていただきます。

6ページをご覧ください。こちらの表は、建築物の付属設備、外構、緑化、維持、管理についての基準です。空調室外機等建築設備が道路等から見えない位置に配置することや敷地内を緑化することなどがあります。

7ページをご覧ください。こちらは、色彩の景観形成基準で、数値基準となります。色彩は、色相、明度、彩度を数値で表わしたマンセル値で表記します。マンセル値で明確な基準を設定しており、区分を歴史街道景観軸とその他の市全域に分けています。歴史街道景観軸については、宿場の名残のある歴史的木造建築物の明度が低いことを考慮して、明度の下限値を設けていません。一方、その他の市全域については、まちなみが暗くならないよう明度を4以上と設定しています。景観形成基準の説明は、以上となります。

8ページをご覧ください。令和4年4月1日より12月末日現在までの届出件数及び通知件数を報告させていただきます。届出は、景観法第16条第1項の規定による民間からのものです。届出件数としましては、建築物で24件、工作物で7件、開発行為で5件です。内訳、用途については、記載のとおりとなります。

9ページをご覧ください。通知は、景観法第16条第5項の規定による国や地方公共団体からのものです。通知件数としましては、建築物で8件、工作物及び開発行為は、ありませんでした。

10ページをご覧ください。こちらは、届出及び通知の箇所を地図にプロットしたものとゾーン別の件数表です。田園景観ゾーンが21件で最も多く、次いで住宅景観ゾーン12件、工業景観ゾーン7件、商業景観ゾーン3件、沿道景観ゾーン1件となっています。おおむねゾーンや軸の面積の広い順に届出、通知の件数も多くなっています。

11ページをご覧ください。こちらは、ゾーンごとによる建築物及び工作物の用途別件数の表です。主なものでは、田園景観ゾーンで倉庫5件、商業景観ゾーンで共同住宅3件、住宅景観ゾーンで携帯電話無線基地局4件、工業景観ゾーンでは倉庫と工場合わせて6件となっています。

12ページをご覧ください。建築物、店舗の新築の事例です。区分、田園景観ゾーン、建築面積、589.40㎡、建築物の高さ、9.15mです。建築面積500㎡超えのため届出対象となります。

13ページをご覧ください。色彩について確認しています。外壁1、外壁3、屋根はマンセル値が色彩基準内となっています。外壁2は色彩基準外となっていますが、その面積割合が5.08%で10%以下のため基準に適合しています。

14ページをご覧ください。配置及びデザインについて、圧迫感のない配置や落ち着いたデザインを確認しています。室外機等は、道路面に露出しています。事前協議において、道路から見えない位置への配置や目隠し等の検討をしていただきましたが、敷地が狭く建物や駐車場などの配置上困難であるということを確認し、やむを得ないものと判断した事例です。

15ページをご覧ください。敷地内の緑化については、道路沿いを低木により緑化しております。

16ページをご覧ください。届出及び通知件数について、年度ごとの比較です。各年度、12月末日現在の件数となっています。令和3年度の括弧は、令和4年3月末日時点の件数となります。令和4年度届出件数36件、通知8件に対して、令和3年度届出23件、通知8件となっています。景観条例が令和3年4月1日に施行され、令和3年4月、5月の届出件数が0件でしたので、これが1つの要因になっていると思われます。

以上で、議題第2号の説明を終わらせていただきます。

会 長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委 員

13ページを見ていただくと思うのですが、壁のところにアクセントカラーを使っていると思うのですが、それ以前に建物の上の屋外広告物のところも壁面の面積に入るのかどうか。あるいは上の所全体を屋外広告物としているのかどうか。建物と屋外広告物は別なのですが、どちらに区分して見ればいいのかというのを教えていただきたいと思います。

会 長

事務局、回答いただけますか。

事務局

屋外広告物の部分につきましては、屋外広告物条例に基づいて許可申請、許可となりますので、景観の審査には含まれておりません。景観は、あくまでも外壁として捉えているものとなります。

委 員

では上の所は屋外広告物の屋上看板なのでしょう。

事務局

屋上看板となります。

委 員

屋上看板の大きさとしては問題ないということですか。

会 長

広告物になっている屋上部分は、屋外広告物条例に基づいてどのように審査されたのか参考までにお聞かせいただけますか。

事務局

この地域における屋上広告物については、面積の制限も、色彩の制限もありません。

委員

そもそも大きさも、ほぼ1階の壁面と同じくらいの大きさですが、面積規定はなかったのでしょうか。たぶん建物にのっかっているということは、クリアされているということだと思いますけど、景観計画の壁面の規制と屋外広告物の規制とでバラバラに行うと、この類のものは、なかなか質が上がってこないというか、それぞれで見たら問題ないということで、合わせて見るとどう見ても良くないというものが出てくるのではないかと思います。

いずれにせよ、現行条例ではクリアできているということではあるので、考えていかななくてはならないと思いました。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

今の件ですが、この地域については、もともと県の屋外広告物条例で制限がなかったです。そこで、新たに中核市になって何か制限を設けるのでしたら、作った方がいいと思います。他都市でも結構あるのですが、県条例のままできているので、考える必要があると思います。中核市になったので、制限を設けるなら今です。

委員

先ほど室外機を良しとするという説明があったのですが、これが例えば、大型店舗などたくさんの室外機が必要になると思うのですが、これをどこに置くことが一番望ましいと考えますか。置く場所もそうなんですが、例えば、色彩も外観の色に合わせるのが望ましいと考えていますか。

事務局

今回は外観の色に合わせて室外機は設置されています。どこが適切かと言われるますと、施主の方のお考えもありますので、基準にあります道路から見えない位置に置くことの基準が守られていればいいのですが。あと、目かくし等で隠していただくなどの形を取っていただければ、基準には適合します。

委員

ありがとうございます。目かくしとかをすれば大丈夫だということで、よく分かりました。

会長

先ほどご意見がありました、屋外広告物と壁面が同様になってしまっているのに、景観計画の面積に算入されない、配慮されないという状況になってしまっていることについて、もしも皆さん改正が必要とのことであれば、早急に対応しなければならぬと思いますが、この件に関してどうでしょうか。

委員

先ほどおっしゃられた、地域によって屋外広告物の規制が無いということにつ

いて、地域によって規制がある場所もあるが、今回の場所は無いという理解で良いでしょうか。

委員

そのとおりです。街の中（低層住居専用地域）ですと、最大可視20㎡までという規制は県の条例で昔からあります。ですので、街中では20㎡を超えるの広告物は設置できないことになっています。今回は郊外なのでそういう定めはないです。それともう1つ、耐火・不燃の建物の2/3までは広告物として使用できると県条例でありました。今後、中核市としていろいろ規制を設けていく必要性はあると業者としては思っております。

委員

今回の屋外広告物は、バックが白だからよいが、例えばコーポレートカラーとして、真っ青にされて、白抜きの文字が入るとかそういうことがあり得るわけですね。そうすると、もちろん構造上は屋外広告物だけでも、素人目に見れば壁面と場合によっては擦り付けの部分をピッタリにすれば、壁に見えるわけで、そういうやり方もあるし、それに近いものをよそで以前に見たことはあるので、そうすると屋外広告物が1階の壁よりも高い状態でのっかってたりですね、見栄え的にもバランスが悪い見え方と、上に大きい屋外広告物、ものすごい大きな文字、近づいたらびっくりする5m超くらいのものがのるとかですね、どういう風なルールを作っていかななくてはいけないかというのは、かなり細かく考えていかなければいけないとは思いますが、県条例をそのままというのではなく、この機会に1年くらいかけて考えてみたらどうかと思います。

委員

豊田市はもともと中核市で、足助と合併されましたよね。足助と香嵐溪の方に大きい看板があるんです。合併されてももとの足助町の方が大変困ったという実例があります。ほとんどが田園で中心部だけが景観区域、風致地区ではないのですが、それに近い地域がもともと条例で指定されています。あとは、ほとんど野放しの状態で、合併してから商店街の会長から困ったと、私、たまたま審議会に参加することになって聞きました。地元の商店街の方が相当困っておられたんですね、いきなり豊田市の条例を当てがわれたということで。それに近いような感じになってくると思うんですけど、もともとの中核市に合併したわけではなくて、一宮市が中核市になったから、今、規制というか、何か作った方がいいのではないかと、業者としても考えております。

事務局

大変貴重なご意見ありがとうございます。事務局の立場で言わせていただきますと、中核市になるのを契機に屋外広告物条例や景観条例を制定して、運用させていただいて、まだ2年弱というところになりますので、中核市になったのでこのタイミングで変えていった方がよいと言われてしまうと厳しいところがございます。また、今後、景観重点地区の設定ですとか、いろいろな審議会での協議事

項が出てくると思いますので、そういったタイミングで、ご協議いただければと思っております。

会 長

やっぱり、今の皆さんのご意見としては、せっかくいい景観計画ができて、色彩等も規制できるようにしたのに屋外広告物がそのままになってしまっていると、折角、事務局もご苦労されているのにその効果が薄まるということを懸念されていると思いますので、すぐにどうこうではないですが、ここで出たご意見を受け止めていただいて、今後どのように検討されるかも含めて、次の審議会などでまたご意見いただけるかもしれないので、その時お話しいただけたらと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

会 長

他にいかがでしょうか。

委 員

指導すればよいと思いますが、例えば6ページを見ますと、景観計画の行為制限で外構、緑化のところなのですが、特に工場倉庫は外周へ中高木を植栽しよう大変いいことが書いてあるのですが、残念ながら田園景観ゾーンには○がついていなくて、工場倉庫のかなりのもがこの田園景観ゾーンに建築されているので、機械的に指導するとなると、ここが対象外となりますので大変残念です。工業景観ゾーンでは、そのように規定がありますので指導していただいていると思いますが、他は抜け落ちてしまっているので、何らかのタイミングで、ここも○を入れた方が実効性は高まるのかなと思うのと、また、そうでなくても指導の方を同様に工場倉庫のある程度の規模のもので、景観計画の届出が必要になるものは外周には中高木を植栽するように工業景観ゾーンと同じような指導をしていただけたらと思います。また、あわせて、そうなる工場倉庫だけではなくて、店舗などの先ほどの15ページの例ですけど、駐車場周りを植栽しているとのことですが、できれば中高木など、本来であれば駐車場の車が見えてしまわないように隠せると景観上はいいですね。今植えているものが中木ほど大きくなってくればいいのですが、願わくば工場倉庫とこういった店舗のある程度の大きさの駐車場は、緑化によって車が見えないように1.2m程度の植栽にしていただけると景観上非常に良くなるのではないかと思いますので、基準には置きにくいかもしれませんが、ご指導をお願いしたいと思います。以上です。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。工業景観ゾーン以外につきましても、できるだけ中高木を植栽していただけるよう、指導をしていきたいと思っております。

委 員

基準では植栽及び緑化すると書いてあるのですが、駐車場に関してはできるだけ見えないような対応をお勧めしていただければと思います。

事務局

ありがとうございます。

会 長

先ほどの室外機の関係で、6ページの資料ですが、上から3番目に緑化によりとあるので、位置はそこしか作れなくても、もう少し見えないように緑化するというのもあるので、緑化は低木なのか高木なのかにすることによって変わってくるので、そういう意味では、先ほどの外構、緑化の工場、倉庫においては、工業景観ゾーンだけに○があるのは、田園景観ゾーンには倉庫が多いので、これ実は一宮市だけではなくて、岐阜高専の付近もそうなんですけど、やっぱり高速道路が通っている付近はすごく多く、ほとんど倉庫です。景観に引かかってくるものは規模が大きいものなので、そうすると窓も全然ないので、殺風景な風景しか作らないので緑化をお願いしたりするのですが、それと同じような状況だとは思うので、田園景観ゾーンにも○を付けることを併せて、簡単な改定になってしまいかもしれないですけども、運用しながらこのとこもうちょっとこうだよねということはあると思いますので、より良いものに改善していくということで、ご検討いただけたらと思います。他の皆さんいかがでしょうか。他にもお気づきの点がございましたら。

会 長

よろしいでしょうか。緑化という意味では次の議題にも関係してくると思いますが、次の議題を聞いていく中で、議題第2号についてもご意見がある場合はまたお聞きしたいと思いますので、次の議題3号に行きたいと思います。それでは、議題第3号、一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい、会長。

会 長

はい、よろしく申し上げます。

事務局

本議題は、令和4年12月20日に制定されました、一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例について、自然環境及び美観風致上必要と認める保全緑地や保存樹木の指定について、また、一定の規模以上の建築物の建築において、緑化を義務付けいたしました。その緑化の特例として芸術を緑とみなすことを規定いたしましたので、報告させていただくものでございます。それでは、担当から説明させていただきます。

事務局

それでは、一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例について説明いたします。

お手元の資料3、1ページをお願いいたします。資料左上、条例制定の背景を

ご覧ください。一宮市内では、都市化の進展により、貴重な緑が減少しつつあることから、市、市民、事業者が協力し合い、緑地の保全と緑化の推進を図るため、令和4年12月20日に一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例を制定いたしました。

概要について説明いたします。まず、資料左、一番下の保全緑地及び右側一番上の保全樹木につきましては、良好な自然環境の保全や市内に残る貴重な緑地、樹木などを所有者や管理者の協力のもと、市長が指定し、保全、保存する制度でございます。指定した緑地、樹木を適切に管理していただきますが、この場合、維持管理費の一部を助成するものでございます。続きまして、右下の市民緑地についてでございます。市民緑地とは、市民の利用に供する緑地又は緑化施設のこと、都市緑地法に基づく市民緑地契約制度と市民緑地認定制度がございます。市民緑地契約制度は、市などが土地の所有者と契約して設置するもので、市民緑地認定制度は、企業など民間の方が市長の認定を得て設置管理するものでございます。市独自施策といたしましては、市民緑地認定制度において設置管理期間を本来の5年以上のところを10年以上とすれば、企業、市民団体等が設置管理する場合でも助成又は固定資産税の減額を可能に、また用途は商業施設でも可能とするものでございます。

資料の裏面、2ページをお願いいたします。緑化義務等についてでございますが、3,000㎡以上の敷地での建築行為は緑化義務の対象としており、規則にて左下の表にありますように建築用途ごとに緑化率を定めております。大規模な開発になればなるほど、緑化面積を多くしていただく必要がございます。また、特に一宮市の独自の施策としておりますのは、都市計画法等他法令で義務化されている緑化率を超える分につきましては、特例として、芸術作品を展示するスペースも緑化面積に算入できるとしております。また、優れた緑化をしていただいた場合は、優良緑化建築物等として認定し、市民の皆さまへ周知する制度もございます。

最後に、本条例の施行までのスケジュールとしまして、昨年9月に市民の皆さまからご意見をいただくパブリックコメントを行いました。その後12月の市議会に条例案を提出し、議決されましたので、令和4年12月20日付けで制定をいたしました。この1月より市民及び関係団体へ周知し、令和5年4月1日から施行となります。

なお、現在、事務取扱要綱を策定中でございますが、今説明させていただきました、保全緑地、保存樹木、優良緑化建築物等、また、芸術による緑化の特例につきましては、行政のみでの判断が難しい場合は、当景観審議会に意見をお聴きすることができることとさせていただきたいと思っておりますので、その際は、ご協力の方よろしくをお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

会 長

ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

会 長

私の方から質問なのですが、景観法の中にも重要景観樹木というものがあって、全国の小学校にある樹木を全て指定してというのものもあるし、景観的な意義もあるということで、1 ページ目の①から④は都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令とありますので、美観風致と言っている時点で、景観という風にも見れるのですが、例えば、ここで指定した保存樹木というのをやっぱり景観重要樹木にするということもあると思うのですが、なぜ全国的に景観樹木の指定が進まないかという、樹木に指定しても何もメリットがないとか、メンテナンスしていくため補助金を出すとか、そういう制度が全くないので、指定しても所有者に何もメリットが無いということもあってなかなか進まなくて、学校の敷地にあるものとか、社寺にあるとか限定されたものだけになるのですが、せっかくここにいい制度ができるので、景観重要樹木に指定するということも考えられると思うのですが、その辺はご検討されるのでしょうか。

事務局

今会長のお話ありがとうございました。景観法第46条に景観重要樹木の所有者は景観団体に助言や援助を求めることができるという旨が記載されております。今回、助成等を規定した条例を制定いたしましたので、条例の助成と景観法に基づく助成についての要綱を作成していきたいと考えております。景観法に係る方に関しては少しレベルが高くなると思いますが、助成、指定していきたいと考えております。

会 長

ありがとうございます。先ほどから話題になっている倉庫なんですけど、裏面の左下の赤枠で囲ってある3%の市街化調整区域の倉庫用地は義務となっているんですけど、まさにほとんどが田園景観ゾーンになるのですが、例えば先ほど景観計画をすぐに改定するのは難しいとの話がありましたが、先ほどの○印を増やすのに、条例を制定したので、これに付随して○印を工業景観ゾーンだけではなくて市街化調整区域も含むエリアにも拡大するというのを即できるようにするというのはいかがでしょうか。

事務局

現在、基準といたしましては県条例に基づいておりまして、倉庫や工場の周りには樹木を設置するという旨がございます。その中で選択ができて、高木ですと10㎡に3本、低木なら何本という基準がございます。一宮市もそういった形で運用していくのを考えているのですが、できる限り高木を植えていただくような指導をしていきたいと考えております。

会 長

○印は付ける方向で改定されるということでよろしいでしょうか。高木か低木

かは、指導されるということですが、今、工業景観ゾーンしか〇がありませんので。

事務局

その辺りは、先ほどの議題のところでもありましたが、今すぐということではないですけども、併せて検討をしていきたいと思います。

会 長

他にいかがでしょうか。

委 員

この保存樹木というのは独自施策になるのでしょうか。昔から保存樹と保存樹林というのはあったと思うのですが、その保存樹林のことを保存樹木と言っているのか、もしくは別のものなのかどうでしょうか。

事務局

基本的に、1本でも指定できるということをごさいますて、1ページ目に青色で書いてございますが、法令にもいろいろ記載があるのですが、少し緩和をしたいということで、今回、条例、規則の方で定めさせていただいたものでございます。

委 員

では保存樹木というのは法令にあるということでしょうか。保存樹林というのは何十年も前からある制度だとは思いますが、その延長にあるものに市独自の指定基準が付いていると思えばよろしいでしょうか。

事務局

そのように考えていただければと思います。基本的には保存樹林というたくさんのお木になるのですが、1本でも指定できるという基準を⑤にある市長が認めるもので、緩和していくということをごさいます。

委 員

分かりました。別の制度ができるわけではないということに理解しました。

会 長

他にいかがでしょうか。先ほどの景観計画の話もありますが、併せて全体でご意見いかがでしょうか。

会 長

はい、それでは、よろしかったでしょうか。いろいろ意見が出ましたので、それについては継続して事務局の方で検討していただけたらとのことでしたのでよろしくお願いたします。

本日の審議事項は以上で終了となります。それでは、事務局へ以降の進行をお返しいたします。

(閉会)

事務局

委員の皆さまありがとうございました。本日、委員の皆さま方におかれまして

は、大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議頂き、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和4年度第1回一宮市景観審議会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。

閉 会

午後2時35分